

4. イギリス

4-1 概要

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下、イギリス）は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの4つの行政区域（以下、カントリー）で構成される。イングランド以外の3つのカントリーには地域議会が創設され、異なる地方制度が部分的に採用されているが、森林管理と林業に関する法制度は非常に似通っている¹。

国土面積は約24.3万平方km（日本の約3分の2）、人口は約6,600万人（2017年）である。主要産業は自動車、航空機、電気機器、エレクトロニクス、化学、石油、ガス、金融とされている（外務省イギリス基礎データ²）。

4-1-1 森林

林業コミッション（Forestry Commission）³が取りまとめた「林業統計2019年⁴」によれば、イギリスの森林面積は319万haで国土の13%を占める。1965年における森林面積は174万haであり、増加傾向にある（表4.1）。しかしながら、EU諸国の森林被覆率の平均値（38%）と比較すると、イギリスの森林被覆率は低い。

カントリー別の森林被覆率は、イングランド（10%）、ウェールズ（15%）、スコットランド（19%）、北アイルランド（8%）である。

表4.1 イギリスの森林面積の変化（1,000ha）

年	イングランド		ウェールズ		スコットランド		北アイルランド		イギリス	
	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%	面積	%
1965	886	6.8	201	9.7	656	8.4	42	3.1	1,784	7.4
1980	948	7.3	241	11.6	920	11.8	67	4.9	2,175	9.0
1998	1,241	9.5	299	14.4	1,299	16.7	81	6.0	2,920	12.0
2019	1,308	10.0	309	14.9	1,457	18.7	113	8.2	3,187	13.1

出典：林業統計2019年

「林業統計2019年」によると、森林面積の内、針葉樹林は全体の51%を、広葉樹林が49%を占める。針葉樹林では、シトカスプルスが全面積の51%を占め、次いでヨーロッパアカマツ（17%）、ラーチ（10%）という構成である。広葉樹林については、シラカバが

¹ Forestry Commission (2017) The UK Forestry Standard. Edinburgue

² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uk/data.html>

³ イングランドの森林を所管するイギリス政府の機関。以前は、スコットランドとウェールズの森林も所管していた。

⁴ Forestry Commission (2019) Forestry Statistics 2019

全面積の 18%を占め、次いでオーク（16%）、アッシュ（12%）となっている。

所有権に関しては、イギリスの森林は大きく公有林と私有林に区分される。公有林を管理する機関はカントリーごとに定められており、林業コミッション（イングランド）、スコットランド林業・土地局（Forestry and Land Scotland）（スコットランド）、ウェールズ自然資源局（Natural Resources Wales）（ウェールズ）、森林局（Forest Service）（北アイルランド）となっている。これら公的機関が所有、または管理する森林は全森林面積の 27%であり、63%が私有林である（表 4.2）。

表 4.2 森林所有権タイプと森林面積（1000ha）

所有権	イングランド	ウェールズ	スコットランド	北アイルランド	イギリス
公有林	215	117	469	62	863
私有林	1,093	192	988	51	2,325
計	1,308	309	1,457	113	3,187

出典：林業統計 2019 年

4-1-2 林業・林産業

「林業統計 2019 年」によると、2017 年における林業の総付加価値（Gross Value Added: GVA）⁵は 7 億ポンド、第一次木材加工産業（製材、パネル、紙・パルプの生産）の総付加価値（GVA）は 14 億 8 千万ポンドだと推定される。

林業・林産業に従事する人口は過去 5 年間ほとんど変化がない。「林業統計 2019 年」によると、2017 年において、イギリスでは 16,000 人が林業に従事し、27,000 人が第一次木材加工業に従事している。

また、林業コミッション（2017）⁶は、木材製品による市場的便益の他に、レクリエーションや、生物多様性、炭素固定機能などの森林の提供する生態系サービスについて年間 11 億ポンドの経済的価値があると推定している。

⁵ 総付加価値（GVA）とは、産出高から中間消費を差し引いた数値であり、産業またはセクターによる GDP への貢献額を示す

⁶ Forestry Commission (2017) 前掲

4-2 木材需給の状況

イギリスは、木材・木材製品の主要な輸入・消費国でもある。「林業統計 2019 年」によると、2017 年における輸入額から輸出額を差し引いた木材と木材製品の貿易収支は 76 億米ドルに達し、中国に次いで世界で 2 番目であった。量ベースでは、2017 年においてイギリスが生産した木材製品は EU 全体の 2.4%であるのに対し、消費量は EU 全体の 9.6%を占めた。表 4.3 に木材製品（紙製品を除く）国内生産量、輸入量、輸出量、見掛消費量⁷の動向を示す。

表 4.3 木材製品国内生産量、輸入量、輸出量の推移（丸太換算量 100 万 m³）

年	国内生産量	輸入量	輸出量	見掛消費量
2009	8.6	39.5	4.2	44.0
2010	9.6	41.6	5.5	45.8
2011	10.0	40.6	5.2	45.5
2012	10.1	39.6	6.5	43.2
2013	10.8	42.2	6.2	46.8
2014	11.2	47.0	4.8	53.4
2015	10.6	49.3	4.1	55.8
2016	10.8	49.6	3.8	56.5
2017	10.9	50.3	4.2	57.0
2018	11.3	49.0	3.9	56.4

出典：林業統計 2019 年

4-2-1 木材供給

国内生産量は若干の増加傾向を示すものの、ほぼ一定である。2009 年から 2018 年にかけて、イギリスの木材製品の国内生産量は、860 万 m³~1,130 万 m³であり、見掛消費量に対して 19.1%~23.4%であった（表 4.3）。

「林業統計 2019 年」によると、2018 年にイギリスで生産された木材のうち、93%は針葉樹材、7%が広葉樹材であった。針葉樹丸太生産の 60%、広葉樹丸太生産の 90%が私有林からのものであった。

4-2-2 木材・木材製品の輸入

イギリスの木材製品別輸入量の推移を表 4.4 に、輸入額の推移を表 4.5 に示す。

⁷ 見掛消費量とは、国内で人々と産業によって木材と木材製品として使われた量を意味する。

表 4.4 イギリスの木材製品輸入量（2009 年～2018 年）

年	1,000m ³			1,000 トン				
	製材	木質パ ネル	*その他 木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計
2009	5,240	2,500	821	45	7,018	940	94	8,052
2010	5,699	2,701	1,071	551	7,254	1,094	115	8,462
2011	4,936	2,827	985	1,015	6,887	1,009	177	8,073
2012	5,179	2,650	965	1,487	6,631	1,021	160	7,812
2013	5,488	2,964	1,267	3,432	5,929	1,100	184	7,213
2014	6,425	3,260	1,329	4,773	5,949	1,234	136	7,319
2015	6,323	3,215	1,378	6,573	6,032	1,223	305	7,560
2016	6,794	3,410	1,121	6,782	5,876	1,092	125	7,092
2017	7,663	3,800	1,379	6,885	5,610	1,081	107	6,798
2018	7,213	3,878	1,766	7,992	5,525	1,066	120	6,711

注) *その他木材は、丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

表 4.5 イギリスの木材製品輸入額（2009 年～2018 年）

年	製材	木質パ ネル	*その 他木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計	計
(100 万ポンド)									
2009	953	677	104	7	3,635	425	11	4,071	5,811
2010	1,199	781	110	69	3,997	593	17	4,607	6,765
2011	1,080	838	79	129	4,049	613	34	4,696	6,822
2012	1,084	791	75	185	3,727	519	21	4,266	6,402
2013	1,180	882	88	412	3,644	500	21	4,165	6,727
2014	1,420	936	80	547	3,667	509	19	4,196	7,180
2015	1,311	957	88	780	3,711	642	23	4,375	7,510
2016	1,423	1,010	85	915	3,434	557	13	4,003	7,436
2017	1,636	1,155	90	961	3,418	572	14	4,004	7,845
2018	1,743	1,201	122	1,117	3,415	639	21	4,075	8,257

注) *その他木材：丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

イギリスの木材輸入額は、2018 年は 82.6 億ポンドであり増加傾向を示している。製品タイプ別では、紙・パルプが輸入総額に占める割合が非常に大きい。2018 年においては、紙・パルプ類が輸入額全体の約半分を占め（49%）、次いで製材（21%）、木質パネル（14%）、

木質ペレット（13%）という順序であった。過去10年間の紙・パルプの輸入金額がほぼ一定なのに対して、木質ペレットの輸入額は大きく増加している。また、製材と木質パネルの輸入額も約1.8倍近く増加した。

木材製品ごとの輸入先と、輸入量に対する各国の割合をEU諸国とそれ以外の国とに分けて表4.6に示す。

表4.6 イギリスの木材製品輸入先（2018年）

国	製材（針葉樹）	製材（広葉樹）	合板	パーティクルボード	木質ペレット	木質パルプ	紙・ボード
製品ごとのイギリス輸入量に対する各国の割合（%）							
スウェーデン	41	1	1	0	0	29	17
ドイツ	7	4	1	20	0	4	18
フィンランド	14	1	8	0	0	7	17
ラトビア	17	8	2	12	11	0	0
フランス	0	10	1	17	0	0	8
オランダ	0	3	0	0	0	13	4
アイルランド	6	3	0	14	0	0	1
イタリア	0	8	1	3	0	0	4
オーストリア	0	1	2	1	0	12	3
ベルギー	1	1	1	14	0	0	3
ポルトガル	0	0	0	8	3	1	2
スペイン	0	0	1	5	0	3	1
エストニア	2	14	0	0	3	0	0
その他EU28カ国	4	7	1	5	0	0	3
EU諸国（計）	94	61	19	99	18	70	81
米国	0	16	0	0	61	4	4
カナダ	1	3	1	0	19	0	2
中国	0	0	39	0	0	0	1
ブラジル	0	1	16	0	0	18	1
ロシア	5	1	8	1	2	0	1
ノルウェー	0	6	0	0	0	0	4
マレーシア	0	3	5	0	0	0	0
カメルーン	0	5	0	0	0	0	0
その他の非EU諸国	0	5	12	0	0	6	6
非EU諸国（計）	6	39	81	1	82	30	19

出典：林業統計2019年

イギリスは、針葉樹製材、パーティクルボード、紙・ボードのほとんどをEU諸国から輸入している。2018年における主要な輸入先とその割合（量ベース）は以下である：

- 針葉樹製材：スウェーデン（41%）、ラトビア（17%）、フィンランド（14%）
- パーティクルボード：ドイツ（20%）、フランス（17%）、アイルランド（14%）、ベルギー（14%）
- 紙・ボード：ドイツ（18%）、フィンランド（17%）、スウェーデン（17%）

広葉樹製材と木質パネルは EU 諸国と EU 域外の国から輸入している。2018 年における主要な輸入先とその割合（重量ベース）は以下である：

- 広葉樹製材：米国（16%）、エストニア（14%）、フランス（10%）、イタリア（8%）
- 木質パルプ：スウェーデン（29%）、ブラジル（18%）、オランダ（13%）、オーストリア 12（%）

合板と木質ペレットの輸入先は、EU 域外の国からの輸入がほとんどを占める。2018 年における主要な輸入先とその割合（量ベース）は以下である：

- 合板：中国（39%）、ブラジル（16%）、ロシア（8%）、マレーシア（5%）
- 木質ペレット：米国（61%）、カナダ（19%）

イギリスの熱帯丸太輸入について、輸入額の推移を図 4.1 に、主要な輸入先を図 4.2 に示す。イギリスは、フランスに次ぎ EU 内で第 2 位の熱帯産の木材・木材製品の消費国であり、2016 年には EU 全体の消費の約 14%を占めた（IDH 2019）⁸。一方で、熱帯丸太の輸入は、2006 年をピークに減少傾向にあり、2018 年の輸入額は 2006 年の 3 分の 1 以下であった（図 4.1）。

⁸ IDH (2019) Unlocking Sustainable Tropical Timber Market Growth Through Data
<https://www.idhsustainabletrade.com/uploaded/2019/11/IDH-Unlocking-sust-tropical-timber-market-growth-through-data.pdf>

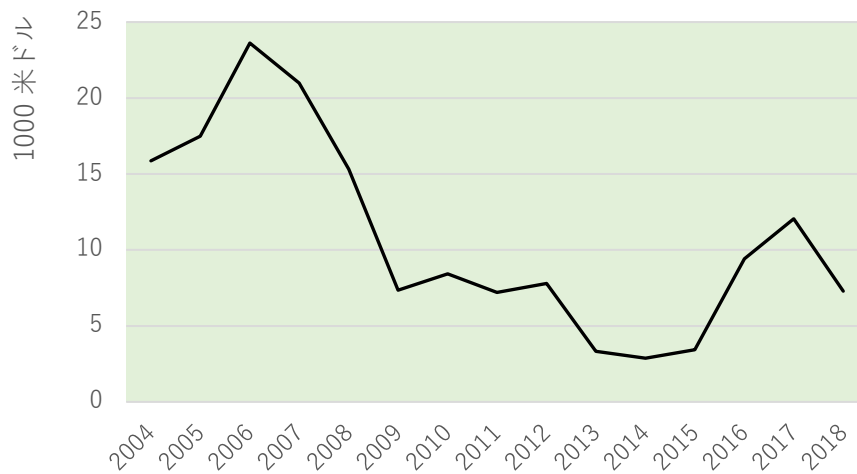


図 4.1 熱帯丸太の輸入経緯 (金額ベース)
FAOSTAT⁹より作成

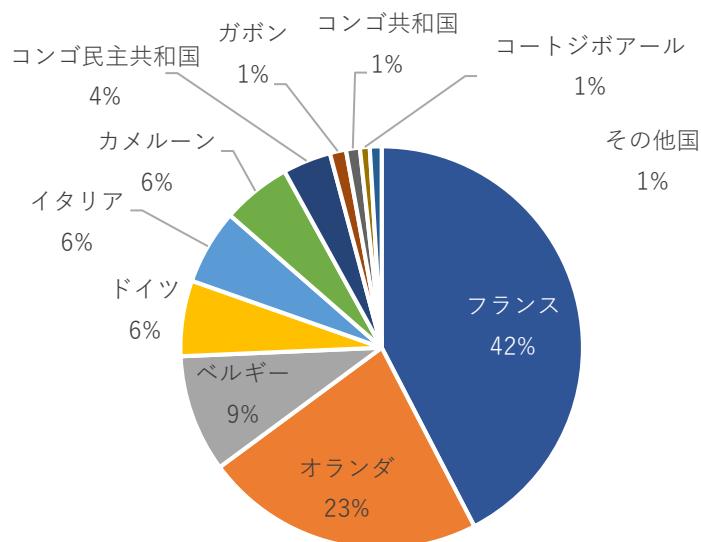


図 4.2 イギリスにおける熱帯丸太の輸入先 (金額ベース) 2017年
Resource Trade Earth¹⁰より作成

イギリスにとって熱帯丸太の主要な輸入先は、熱帯の伐採国ではなく、フランス、オランダ、ベルギー等の EU 諸国である。2017 年において、これら EU 諸国を介した輸入が熱帯産丸太の輸入額の 86%を占めた。伐採国からの直接輸入は、カメルーン、コンゴ民主共和国等の西アフリカ諸国からであり、全体の 13%であった。

⁹ <http://www.fao.org/faostat/en/#data/FO>

¹⁰ <https://resourcetrade.earth/data?year=2017&importer=826&category=127&units=value>

イギリスの EU 木材規則管轄官庁や業界団体とのヒアリングによると、EU 域内から輸入する場合、輸入事業者は合法性のリスク評価と低減措置（デューデリジェンス）¹¹を実施する必要がないことから、熱帯諸国からの直接輸入よりも、EU 諸国を経由した輸入を行う輸入事業者数が増加したと推定される。

4-2-3 木材の輸出

イギリスの木材製品別輸出量の推移を表 4.7 に、輸出額の推移を表 4.8 に示す。

表 4.7 イギリスの木材製品輸出量（2009 年～2018 年）

年	1,000m ³			1,000 トン				
	製材	木質パ ネル	*その他 木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計
2009	203	451	657	12	896	22	4,444	5,361
2010	195	509	1,029	60	926	35	4,388	5,349
2011	162	546	1,430	38	974	32	4,479	5,485
2012	141	597	1,779	54	1,102	36	4,447	5,585
2013	167	432	1,267	106	1,119	23	4,248	5,390
2014	175	404	1,083	98	1,010	21	4,436	5,467
2015	187	286	1,018	88	807	24	4,881	5,712
2016	193	314	810	21	760	7	4,932	5,700
2017	218	374	638	126	788	7	4,733	5,528
2018	238	298	595	63	771	15	4,540	5,326

注) *その他木材は、丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

¹¹ デューデリジェンスの詳細は 4-4-2, 1)(2)を参照

表 4.8 イギリスの木材製品輸出額（2009 年～2018 年）

年	製材	木質パ ネル	*その 他木材	木質ペ レット	紙	パルプ	再生紙	紙・パ ルプ計	計
(100 万ポンド)									
2009	41	104	20	2	1,010	10	342	1,362	1,530
2010	47	113	35	7	1,068	18	524	1,610	1,812
2011	41	128	50	3	1,044	11	595	1,650	1,872
2012	34	130	51	4	1,048	10	531	1,589	1,807
2013	37	109	47	5	1,017	8	494	1,519	1,717
2014	43	107	39	2	997	7	476	1,480	1,672
2015	44	75	35	1	901	7	534	1,441	1,597
2016	50	91	26	0	838	4	465	1,307	1,473
2017	55	109	41	6	997	5	649	1,651	1,861
2018	64	103	41	5	1,022	5	570	1,597	1,810

注) *その他木材は、丸太、木炭、木質チップ、パーティクルを含む

出典：林業統計 2019 年

イギリスの 2018 年における木材製品輸出総額は、18 億ポンドで同年の輸入額の 21.9% であった。製品タイプ毎では、再生紙を含む紙・パルプが輸出額のほとんどを占めており、2018 年は木材製品輸出総額の 88.2% に達した。

4-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等

イギリスは上述のように4つのカントリーで構成される。イングランド以外の3つのカントリーには地域議会が創設されており、林業行政を管轄、実施する権限は、各カントリーの行政機関に移譲されている¹²。

表 4.9 各カントリーの林業を所管する行政機関

カントリー	森林行政所管機関	実施機関
イングランド	イギリス政府の環境・食糧・農村地域省 (Defra)	林業コミッション (Forestry Commission) ¹³
スコットランド	スコットランド林業 (Scottish Forestry)	スコットランド林業・土地局 (Forestry and Land Scotland)
ウェールズ	ウェールズ政府	ウェールズ自然資源局 (Natural Resources Wales)
北アイルランド	農業・環境・農村地域省 (北アイルランド)	森林局 (Forest Service)

出典：「イギリス林業基準」及び「スコットランド林業・土地局 (Forestry and Land Scotland) ウェブサイト¹⁴」

イングランド、スコットランド、ウェールズにおける林業と森林伐採を規定する主要な法律は、1967年に制定された「林業法 1967 (Forestry Act 1967)」である。同法は「野生動物・地方 (改訂) 法 1985」によって改訂された。また、スコットランド自治政府は、林業と環境のバランスを図るために独自に「スコットランド自然保全法 2004 (The Nature Conservation (Scotland) Act 2004)」を制定し、2018年には「スコットランド林業と土地管理法 (The Forestry and Land Management (Scotland) Act 2018)」を制定し、森林伐採に関する手続きの改訂を行った。また北アイルランドは、「北アイルランド林業法 2010 (The Forestry Act (Northern Ireland) 2010)」を制定した。このように、カントリー間で異なる制度が採用されるが、カントリー間で法制度は非常に似通っている¹⁵。

全てのカントリーで共通して適用される林業の制度は、1998年に策定された (2017年に第4版となる改訂版を策定) 「UK 林業基準 (UK Forestry Standard: UKFS)」である。同基準は、森林管理や環境に関する国際的合意事項と EU で定められた要件を反映させ、イギリ

¹² 権限には、森林政策の策定と実施、補助金等の提供、林業活動の取り締まりとモニタリングが含まれ、特にスコットランドへの権限委譲が進んでいるといわれる。

¹³ 以前は、スコットランドとウェールズの森林も管理していたが、カントリーへの権限移譲に伴い、現在はイングランドの森林のみを管理している

¹⁴ <https://forestryandland.gov.scot/>

¹⁵ Forestry Commission (2017) 前掲

ス国内のすべての森林に適用される持続的森林管理のための法的要件とガイダンスを提供し、モニタリングと報告について規定する。

また、イギリス国内で生産された木材を市場に流通させるには、EU 木材規則およびイギリス国内法として定められた「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013 (The Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013) ¹⁶」に従い、デューデリジェンスの実施が必要となる。

4-3-1. イギリスにおける森林資源管理及び丸太生産に係る法制度

上述したように、カントリー間で異なる制度が採用されるが、法制度は非常に似通っており、「UK 林業基準」はイギリス全国で適用される基準である。本章は、「UK 林業基準」を基に、イングランドで適用される制度についてについて報告する。

1) 伐採ライセンス（イングランド）

伐採には、森林の所有権または所有者との土地のリース契約を保有し、伐採ライセンス（Tree felling license）¹⁷の取得が必要である。ライセンスの不保持や適切な許可なく伐採が行われた場合、または間違った樹木を伐採した場合には、起訴の対象となる。

伐採ライセンスの申請には、「UK 林業基準」にて示された基準と要件を満たした「森林管理計画（Woodland management plan）」の作成が必要となる。承認された森林管理計画を基に、最長 10 年間の伐採ライセンスを申請することができる。

植生回復と環境保全の観点から、伐採ライセンスには伐採後の補植について要件が含まれる。また、伐採区域が樹木保全指示（Tree preservation order: TPO）で指定される地域や、特別科学的関心地(Site of Special Scientific Interest: SSSI)と重複する場合には、該当する場所の森林管理に関する追加的な計画を作成する必要がある。また、欧州保護種（European protected species: EPS）で指定された種に伐採が悪影響を及ぼす可能性がある場合には、EPS 緩和ライセンス（EPS mitigation licence）の取得が求められる場合もある。病害とその拡散リスクのあるラーチが伐採の対象の場合には、伐採ライセンスの申請に特別な注意事項が含まれる。

なお、以下に該当する場合は、伐採ライセンスは必要とされない：

- 小規模の伐採：四半期の伐採量が 5m³以下の伐採、または 2 m³以下の販売
- 風害を受けた樹木および枯死木

¹⁶ 同規則の詳細は、4-4-1,1)を参照

¹⁷ スコットランドでは、2018 年と 2019 年の林業制度改定（脚注 12 参照）によって、伐採ライセンスから、伐採許可（Felling Permission）と制度名を改正した（<https://forestry.gov.scot/support-regulations/felling-permissions>）

- 病害に関する通告 (Statutory Plant Health Notice) を発行された樹木

2) 伐採ライセンスの確認 (イングランド)

イングランドでは、林業コミッションのウェブサイト「Forestry Commission Public Register for England」¹⁸で、申請された伐採ライセンスの承認状況を確認することが出来る。

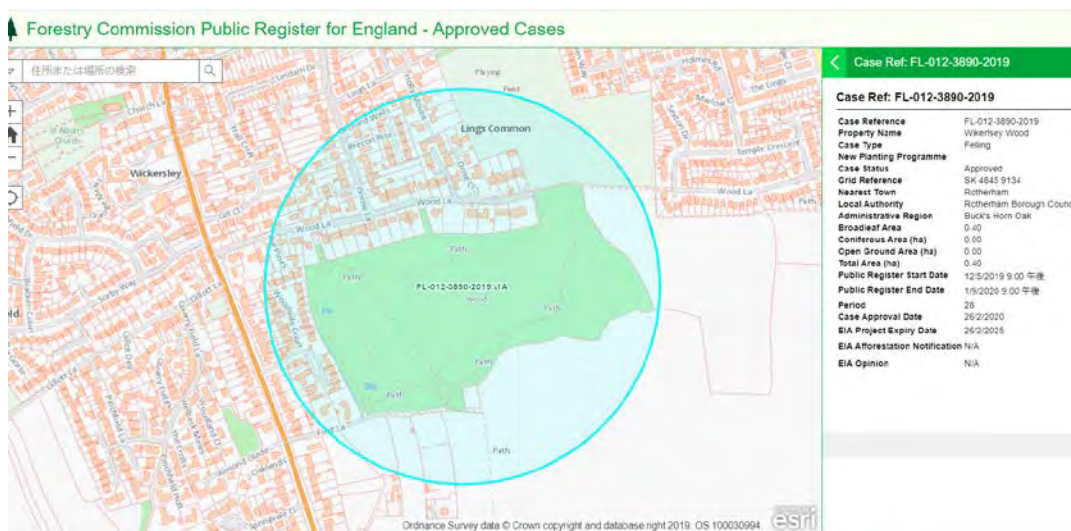


図 4.3 「Forestry Commission Public Register for England」で確認できる承認された伐採ライセンスの例

ウェブサイト上では、伐採ライセンスの参照番号、場所、面積、土地の名称、承認日等の情報が示される (図 4.3)。

4-3-2 イギリス国産材の流通に関する法令

EU 木材規則で定められたデューデリジェンスの義務は、木材・木材製品を EU の市場に最初に出荷する事業者 (オペレーター) に対するものであり、イギリスの木材生産者も該当する。林業コミッションは、国内の木材生産者のために、EU 木材規則のイギリス管轄官庁¹⁹と、各カントリーの森林行政機関と協力して、EU 木材規則の要件を満たすためのガイダンス (Developing an EU Timber Regulation due diligence system: practical steps) とフォーム (EUTR DDS Proforma)²⁰を策定した。フォームには、承認された伐採ライセンス、ま

¹⁸ <https://www.gov.uk/guidance/consultation-and-the-public-registers>

¹⁹ EU 木材規則のイギリス管轄官庁は 4-4-1,2)(1)を参照

²⁰ ガイダンスとフォームは、リンク先のガイダンス文書「CPET Guidance for the Growers of Timber in the UK」付属資料 2 と 3 に記載される。

(https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/324795/CPET_Growers_Guide_-_Final_Dec13.pdf)

たは森林管理計画の情報の他、森林認証の有無を記す。事業者（オペレーター）は、フォームを5年間保管する必要がある。

なお、林業コミッション（2013）²¹によると、イギリス国内の違法伐採の発生は低く、伐採量の1%以下と推定される。同様に、NGOであるNEPCon（2017）²²も、イギリスにおける違法伐採のリスクは非常に低いという評価を行った。

4-3-3 イギリスにおける森林認証制度

イギリスでは林業コミッションが主体となり、FSC-UK、森林所有者、林業・木材生産・利用関係者、環境NGO等を集めて協議し、イギリス森林認証スキーム（UK Woodland Assurance Standard: UKWAS）を策定した。イギリス国内における持続的な森林管理に関する基準と認証制度であり、2018年4月1日に第4版²³が完成した。UKWASは、FSCの原則と基準を満たすよう策定され、FSCからの承認を受けてUKWASで認証されたものについてFSCのロゴを使用できる²⁴。また、PEFC-UKの持続的森林管理認証スキームは、UKWASを取り入れており相互承認となっている²⁵。

FSC認証については2019年12月時点で、2,265事業者がCoC認証を取得、1,620,367haの森林が森林管理認証を受けている²⁶。PEFC認証については、2018年12月時点で、10,575事業者がCoC認証を取得、1,475,385haの森林が森林管理認証を受けている（PEFC-UK 2019²⁷）。

²¹ Forestry Commission(2013) CEPT Guidance for the Growers of Timber in UK: What wouldland owners and managers need to know about, Department for Environment, Food & Rural Affairs.

²² NEPCon (2017) Timber Legality Risk Assessment: United Kingdom

²³ http://ukwas.org.uk/wp-content/uploads/2018/05/UKWAS_Standard_FourthEdition_digital.pdf

²⁴ UKWAS ウェブサイト (<http://ukwas.org.uk/ukwas-3-1-approved-by-fsc/>)

²⁵ UKWAS ウェブサイト (<http://ukwas.org.uk/getting-certified/>)

²⁶ FSC ウェブサイト (<https://www.fsc-uk.org/en-uk>)

²⁷ PEFC-UK (2019) PEFC Annual Report 2019 (<https://www.pefc.co.uk/publications/annual-report-2019>)

4-4 EU 木材規則の実施

イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU を離脱した。イギリス政府によると、11 か月の移行期間として、2020 年 12 月 31 日までは EU 木材規則が適用され、2021 年 1 月 1 日からイギリスの新しいルールが適用されることになる²⁸。さらに、イギリスの EU 木材規則管轄官庁 (OPSS 2019)²⁹は、デューデリジェンスに関する要件は同じであるが、その実施義務はイギリス市場に最初に出荷する木材輸入事業者が対象になる、と説明する。つまり、EU と合意がなされない場合、EU 諸国から輸入される木材・木材製品についてもデューデリジェンス義務が課せられることになる想定されている。しかしながら、EU からの木材・木材製品の輸入をどう取り扱うのかは、EU との離脱交渉の一部であり、2020 年後半に詳細が明らかになる予定である。

本章は、現在策定中の 2021 年以降から開始される制度ではなく、調査実施時 (2019 年 9 月) での、イギリスにおける EU 木材規則の施行と事業者の取組について報告する。

4-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

1) EU 木材規則実施のための国内法令

イギリス政府は、EU 木材規則に準拠する国内法として、「木材および木材製品 (市場への導入) 規則 2013」を定め、EU 木材規則と同じ 2013 年 3 月 3 日から施行を開始した。同規則は 4 部 17 条から構成される (表 4.10)。

²⁸ イギリス政府ウェブサイト (<https://www.gov.uk/guidance/trading-timber-imports-and-exports-if-theres-no-brexit-deal>)

²⁹ OPSS (2019) UK Timber Regulations and EU Exit [UK Timber Regulations Workshop 発表資料、リバプール、2019 年 9 月 24 日]

表 4.10 木材および木材製品（市場への導入）規則 2013³⁰

部	条
第 1 部 導入	1. 解釈
	2. 管轄官庁
	3. 検査
第 2 部 違反行為	4. 違反行為
	5. デューデリジェンスに関する防御のための主張
	6. 法人、パートナーシップ、非法人団体による違反行為
第 3 部 法の執行	7. 立ち入り検査の権限
	8. 検査の権限
	9. 押収の権限
	10. 検査官に対する妨害行為
	11. 是正措置の通告（Notice of Remedial Action）
	12. 是正措置の通告に対する異議の申し立て
	13. 罰則
	14. 取締り調査費用の回収
第 4 部 その他の規定	15. 執行力の制限
	16. 通知のサービス
	17. 法のレビュー

(1) 違反行為

第 4 条により以下の行為が違反とされる：

- (a) 違法に伐採された木材を市場に出荷すること（EU 木材規則第 4 条（1））
- (b) デューデリジェンス義務の不履行（EU 木材規則第 4 条（2））
- (c) デューデリジェンスシステムを維持し評価する義務の不履行（EU 木材規則第 4 条（3））
- (d) トレーサビリティ確保の義務の不履行（EU 木材規制第 5 条）
- (e) 記録保持の義務の不履行（EU 木材規制第 5 条（1））
- (f) 政府当局による検査の妨害
- (g) 是正措置の通告に対する不遵守

³⁰ <http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/contents/made>

(a) から (e) までの項目は、EU 木材規制で定められた木材・木材製品を EU 域内市場に最初に出荷する事業者 (Operator) と、域内市場に既に出荷されている木材または木材製品を域内市場で販売または購入する取引業者 (Trader) の義務であり、(f) 及び (g) はイギリス固有の取締りに関する規定である。これら項目のうち特に、(a) 違法伐採木材の EU 域内市場への出荷禁止と (b) で定められたデューデリジェンスの義務に関する違反については、第 5 条で「デューデリジェンスに関する防御のための主張」が事業者に認められている。(a) と (b) について違反を犯したとされる事業者は、デューデリジェンスシステムを適切に使用したことを示し反論することができる、としている。

(2) 取締りと罰則

国内法の第 3 部は政府当局による執行 (取締り) について規定している。第 7 条は、政府の検査官が EU 木材規則やその施行法の実施の取締りのために事業者の敷地に立ち入る権限があることを定めている。また、第 8 条に基づき、木材の他、貨物や器具なども検査対象となり、検査官はコンピューター上の文書や記録などを入手すること、そして検査のために木材のサンプルを取ることができる。第 9 条は、押収について規定している。検査官は、検査の対象となった者が違法材を EU 市場に持ち込んだ疑いがあると判断する合理的な根拠がある場合、木材製品を押収することができる。

第 11 条と 12 条は是正措置の通告³¹について定めている。デューデリジェンス義務とデューデリジェンスシステムを維持し評価することについて、検査官は違反と思われるケースに対して是正措置の通告を発行することができる。通告を受けた事業者は、指定された期日までに適切な措置を行う義務がある。通告に対して不服のある場合、事業者は裁判所に申立てをすることができる。

罰則は第 13 条にて規定され、第 4 条 (a) 違法に伐採された木材の市場への出荷、(b) デューデリジェンス義務の不履行、(c) デューデリジェンスシステムの維持と評価の不履行について、法律で定められる最大限を超えない罰金、もしくは 3 ヶ月以下の懲役、またはその両方が課せられる。それ以外の違反 ((d)~(g)) の場合は、5,000 ポンド以下の罰金となる。

2) EU 木材規則 実施のための執行体制

(1) 管轄官庁

イギリスの EU 木材規則管轄官庁 (Competent Authority: CA) は、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy: BEIS) の製品安全・基準局 (Office for Product Safety and Standards: OPSS) である。OPSS は、国内で流通する製品が法律で定められた基準を満たしていることの実査、また民間事業者が

³¹ 詳細は、4-4-2 を参照

義務を果たすよう支援を行う政府機関であり、環境と森林行政を所管する Defra の代わりに EU 木材規則の管轄官庁の役割を果たす。EU 木材規則執行のための専属職員は、5 名割り当てられている。EU 木材規則を担当するチームは、ロンドン郊外のテディントンに位置する OPSS 事務所を本部とするが、ロンドンとバーミンガムにも事務所がある。バーミンガム事務所は FLEGT ライセンスの検査を担当する。

EU 木材規則執行のための年間予算は、60 万ポンド である。予算には、人件費、木材関連事業者に対する啓蒙活動とワークショップ費用、法執行活動の費用、検査のための木材製品購入費と樹種同定や産地検査費用が含まれる。

イギリスでは、OPSS の他、Defra も EU 木材規則の施行に関与している。例えば、2014 年に OPSS と協力して木材・木材製品の貿易について木材事業者に対してガイダンス³²を提供した。また、Defra は「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」（第 17 条）で定められた法のレビューを実施し、2018 年に報告書³³を作成した。

(2) 税関

EU 木材規則実施に関して、税関を管轄する歳入関税庁 (HM Revenue & Customs : HMRC) と UK Border Force の責務は「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」で規定されておらず、税関から OPSS に対して定期的に情報共有は行われない。OPSS は自ら、一般に公開されている貿易データベース (UK Trade Info Trade INf)³⁴を確認する必要がある。OPSS は本データベースを用いて、事業者レベルの情報を確認することができる (図 4.4)。

³² OPSS and Defra (2014) Guidance for businesses trading in timber and timber-related products.
(<https://www.gov.uk/guidance/eu-timber-regulation-guidance-for-business-and-industry>)

³³ Defra (2018) Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013 Post Implementation Review.
(http://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/233/pdfs/uksi0d_20130233_en_001.pdf)

³⁴ <https://www.uktradeinfo.com/Pages/Home.aspx>

Page 1 of 2 (19 items)

製品の説明

Company Name	Comcode	Description	Month Imported	Address
事業者名	44	Wood and articles of wood; wood charcoal	May 2018, Jun 2018, Aug 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
事業者名	44071190	Pine "Pinus spp." sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. end-jointed a	Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jun 2018, Aug 2018, Nov 2018	THE CAUSEWAY
事業者名	44071990	Coniferous wood sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. pine "Pinus spp	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jun 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
事業者名	44072590	Dark red meranti, light red meranti and meranti bakau, sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thi	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018, Nov 2018, Dec 2018	THE CAUSEWAY
事業者名	44072799	Sapelli, sawn or chipped lengthwise, sliced or peeled, of a thickness of > 6 mm (excl. planed, sanded or end-	Jan 2018, Feb 2018, Mar 2018, Apr 2018, May 2018, Jul 2018, Aug 2018, Sep 2018, Oct 2018	THE CAUSEWAY

図 4.4 貿易データベース（UK Trade Info Trade Inf）で検索できる事業者の情報例

(3) 監視団体

EU 木材規則で定められた、木材・木材製品を EU の市場へ最初に出荷する事業者（オペレーター）は、デューデリジェンスを実施するに当たって、①当該事業者が独自に開発したデューデリジェンスシステムの使用、または②欧州委員会が認定した監視団体（Monitoring Organization: MO）が開発、提供するシステムの使用を選択できる。EU 木材規則第 8 条により、監視団体の役割は以下のように定められる：

- デューデリジェンスシステムを開発する
- 事業者にデューデリジェンスシステムを提供する
- 提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者がシステムを適切に使用しているかどうか確認する
- 繰り返しや重大な違反がある場合に管轄官庁に報告する

監視団体は、業務を遂行する上で利害関係のない民間企業や団体であり、EU 木材規則に定められた要件に基づき欧州委員会が承認、登録する。監視団体は、その活動内容について所在する国の管轄官庁からの検査を受けることになっている。2019 年 11 月時点で 13 組織が監視団体として登録しているが、イギリスで活動を登録している監視団体は、SGS と Soil Association の 2 団体である。「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」では、監視団体に関連する具体的な規則は記されていないが、監視団体は 2 年に一度、OPSS に報告書を提出し、OPSS は監視団体の活動についてレビューを行う³⁵。

³⁵ 詳細は、4-4-2 章を参照

4-4-2 EU 木材規則の実施

EU 木材規則の実施の状況を調査するために、イギリスの管轄官庁、監視団体、及び業界団体に対してインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 管轄官庁による EU 木材規則の実施

(1) リスクベースアプローチ

OPSS による木材関連事業者に対する取締り・検査は、EU 域外から木材・木材製品を輸入する事業者だけを対象として、取引業者（トレーダー）に対しては行っていない。違法に伐採された木材を市場から排除するには、最初に市場へ木材・木材製品を出荷する事業者（オペレーター）への取締りを優先すべきであり、このことが効果的であるという認識である。

EU 木材規則第 10 条に基づき、OPSS は、合法性リスクと輸入量を検討した上で、該当する事業者を 10～15 事業者程特定して検査を実施するリスクベースアプローチを適用している。リスクベースアプローチによって、限られたスタッフと予算の中、効率よく検査、取締りを行うことが可能となっている。検査対象事業者を選定する基準は、原産国または加工国のリスク、製品リスク（合板等）、樹種リスクである。OPSS は、6 か月毎（4 月～10 月及び 10 月～4 月）に以下のプロセスで検査を実施している：

- 検査対象とする国や木材製品の輸入量が多い事業者を特定
- 対象とする国の法令情報の調査
- 検査対象事業者のデューデリジェンスシステムの検査
- 結論

さらに、検査の一環として OPSS は、検査対象事業者の製品を購入し³⁶、民間の検査機関である EPSL（European Plant Science Laboratory: EPSL）と Agroislab に樹種と原産地検査を依頼、実施している。これまでのケースでは、樹種と産地同定検査は、事業者がどこまでデューデリジェンスを実施したか検証するために使っているが、将来的には、伐採の合法性、または違法性を示す証拠として利用できることを OPSS は期待している。

検査対象とするオペレーターの選定には、税関の情報が不可欠であるが、上述のとおり、税関を管轄する歳入関税庁と UK Border Force の責務は EU 木材規則実施に関して規定されていない。入関税庁は通関に必要な文書を確認するだけで、木材の合法性に関する確認は行わない。OPSS は、自ら貿易データベースを確認する必要がある。検査対象オペレーターの選定には、NGO や市民社会からの報告書や個別の通報情報による場合もある。また、過

³⁶ OPSS が検査機関に送るサンプルの数は年ごとに代わるが、検査対象事業者の内、約 50～75%となっている。

去に行った検査で違反が発覚したオペレーターも検査の対象としている。

イギリスでは、これまでに原産国（ウクライナ、カメルーン、コートジボアール、コンゴ民主共和国、南米諸国、ロシア）、製品では合板（中国産）とMDF、家具（トルコ産）、樹種ではローズウッド、チーク（ミャンマー）が検査対象事業者選定の基準として採用された。検査対象とする国や樹種、製品タイプを検討する際には、OPSSはNEPCon Sourcing Hub等の、一般に入手可能な情報を活用する他、EU諸国の管轄官庁との情報交換で得られた情報を参考にしている。イギリスの国産材については合法性リスクが低いと評価されており、国産材事業者は検査の対象となっていない。

伐採が合法的に行われたか違法であったかを証明することは非常に困難であるという理解の上で、OPSSが検査するのは、オペレーターがデューデリジェンスを適切に実施したかどうかである。検査対象となるオペレーターを選定後、OPSSは検査について2週間程前に通知、関連文書の提出を求めてから立ち入り検査を実施する手段と、通知なしに立ち入り検査を実施する手段を使い分ける。

図4.5は、OPSSが木材関連事業者に対して説明するデューデリジェンスシステムである。OPSSは、EU木材規則に基づき、「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」がデューデリジェンスを実施する要素であるが、その中身については、特に決まったモデルはないと説明する。事業者の規模と能力によって、情報収集能力や、実施可能なリスク低減措置は異なる。

情報へのアクセス	リスク評価	リスク低減
<ul style="list-style-type: none">•製品の概要•樹種•伐採国•量・数•サプライヤー情報•法の遵守を示す公的文書	<ul style="list-style-type: none">•第3者検証•樹種リスク•伐採国のリスク•サプライチェーンの複雑さ•罰則履歴	<ul style="list-style-type: none">•公的・証明文書の評価•サプライチェーンの評価•認証の活用•製品の検査•現場視察

図 4.5 OPSS が木材関連事業者に対して説明するデューデリジェンスシステム

出典：OPSS 提供資料

OPSSは、リスク評価に関して、事業者は、EU木材規則が定めるリスク基準についてどのような情報源（指標、報告書、ウェブサイト）を調べたのか、リスク評価の証拠と、その

判断に至った理由を示す必要があると強調する。「無視できるリスクではない」という判断に至った場合、事業者はサプライチェーンを変更する必要がある。

OPSS の検査を受けた経験のある事業者によると、OPSS の立ち入り検査は 6 時間程度である。検査では、収集した公的文書の内容とその文書が何の合法性を示すのか、そしてリスク評価を行った証拠と、「無視できるリスク」だと判断に至った理由について説明を求められた。

(2) 検査の実績と罰則の適用

イギリス政府は、「木材および木材製品（市場への導入）規則 2013」の施行を 2013 年 3 月 3 日から開始した。しかしながら、オペレーター取締りと罰則の適用を施行後すぐに開始したわけではなく、段階的に取組を強化してきている。2013 年から 2015 年の間は木材関連事業者に対する啓発活動に焦点をあて、段階的にリスクベースのアプローチによる検査と罰則を適用してきた（図 4.6）。

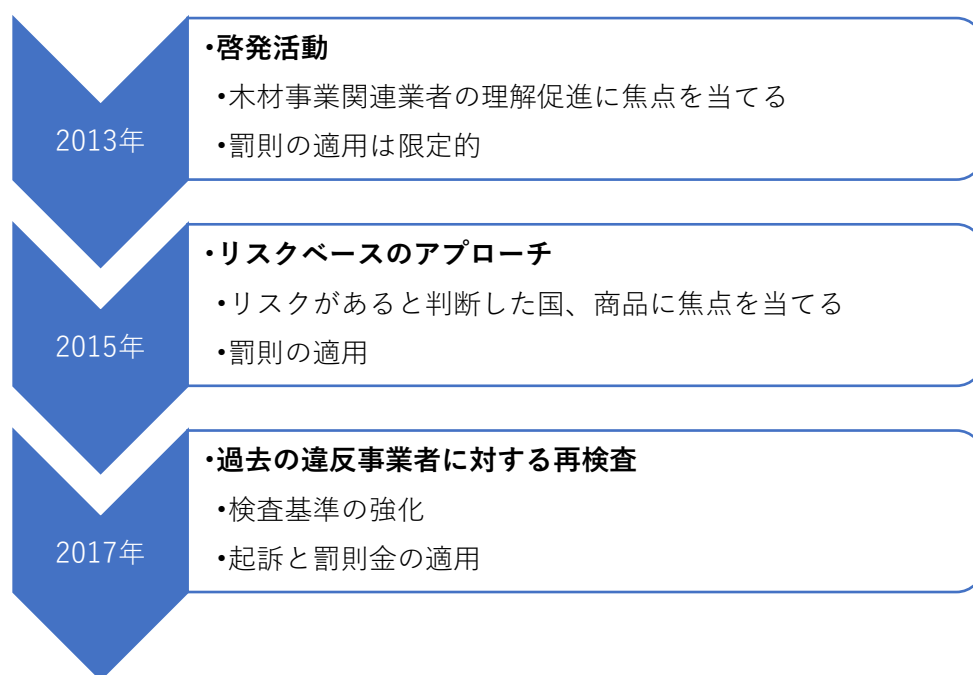


図 4.6 イギリスにおける EU 木材規則実施の過程

出典：OPSS 提供資料

2015 年にリスクベースのアプローチに移行してからは、OPSS は違反の程度を考慮して、3 段階の罰則を適用している（図 4.7）

Warning Letter (警告書)	Notice of Remedial Action (是正措置の通 告)	Prosecution (起訴)
<ul style="list-style-type: none"> •軽度の違反行為 •不遵守であったが、適切な措置をとるようになった 	<ul style="list-style-type: none"> •違反行為（デューデリジェンスシステムを使用・維持していない） •是正措置を特定 •一定期間内に措置を行うことを要求 	<ul style="list-style-type: none"> •デューデリジェンスシステム使用の継続的拒否 •是正措置の通告に対する違反 •違反行為の程度が起訴に相当 •上限のない罰則金 または最大2年間の懲役刑

図 4.7 イギリスで適用される 3 段階の罰則

出典：OPSS 提供資料

「警告書」は、当該事業者に対して出されるだけで、一般に公開されないが、「是正措置の通告」と「起訴」の対象となった事業者は、OPSS のウェブサイト で名前と違反内容（例、デューデリジェンス義務の不履行）と日付、木材製品タイプについて公開される（図4.8）。

OPSS によると、「警告書」か「是正処置の通告」かの判断をする際の重要な違いは、当該事業者が行ったリスク評価と低減措置のクオリティである。OPSS は、初めての違反の場合には、「起訴」を検討することはほとんどない。「起訴」を行う場合は、それ以前の検査で「是正措置の通告」を出したにも関わらず、当該事業者が是正措置を取らなかった場合である。この違反は、国内法第 4 条(g)で規定された是正措置の通告に対する不遵守に該当する。

Office for Product Safety & Standards

**Enforcement Action taken in the period:
1 April to 30 September 2019**

The Office for Product Safety and Standards (OPSS) is part of the Department for Business, Energy & Industrial Strategy. We oversee the regulatory system for product safety and standards in the UK. Our purpose is to make regulation work, so that it protects people and enables businesses to understand their obligations. The statutory enforcement actions listed below were taken by OPSS in 2019.

May 2019

Company: [Redacted]

Action taken:
Notice of Remedial Actions, issued on 29th May 2019 under Regulation 11 of the Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013

Product:
Wooden furniture imported under Commodity Code 9403 from Turkey

Breached regulation details:
Regulation 4(b) of the Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013.

Detail:
[Redacted] failed to implement measures to ensure the timber used had been legally harvested.
OPSS subsequently received written confirmation from Décor Home Furniture Ltd that it is now meeting the obligations of an operator.

事業者名

罰則：是正措置の通告

木材製品名：トルコから輸入され木製家具

違反となった法律：「木材および木材製品（市場への導入）規則2013」第4条

違反内容：使われた木材が合法的に伐採されたかどうかを確認する措置を取らなかった

図 4.8 公開された是正処置の通告例

出典：OPSS (2019)のウェブサイト³⁷

2017年3月から2019年6月にかけて100社のオペレーターを対象に検査が実施され、警告書（32社）、是正処置の通告（25社）、起訴（3件）という結果であった（表4.11）

表 4.11 検査結果（2017年3月～2019年6月）

期間	検査した事業者数	結果		
		警告書	是正処置の通告	起訴
2017年3月～2017年5月	11	1	2	1
2017年6月～2017年11月	27	7	10	1
2017年12月～2018年6月	20	10	7	1
2018年7月～2018年12月	23	7	4	
2019年1月～2019年6月	19	7	2	

出典：UNEP-WCMC「Overviews of Competent Authority EU Timber Regulation checks」³⁸

2019年までにデューデリジェンス義務の不履行に関して3件の起訴が行われた（表4.11）。起訴された事業者3社とも一度「是正措置の通告」を受けたにも関わらず改善措置をとっていなかった。3件の起訴事例では、デューデリジェンス義務の不履行1件につき4,000～

³⁷ OPSS (2019) Enforcement Action taken in the period: 1 April to 30 September 2019 September 2019.

³⁸ <https://www.unep-wcmc.org/resources-and-data/overviews-of-competent-authority-eu-timber-regulation-checks>

5,000 ポンドの罰金と取り締まり調査費用がオペレーターに課せられた。これまでに1事業者に課せられた最大の罰金は、2つの荷口に対するデューデリジェンス違反(8,000 ポンド)と取り締まり調査費用の合計で、13,347.86 ポンド (約 185 万円) であった (表 4.12)。

表 4.12 起訴の事例

起訴年月	起訴内容	罰則金額 (取締り調査費用の回収を含む)	輸入した木材製品
2017年10月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	8,120 ポンド (約 110 万円)	インドから輸入したサイドボード
2018年2月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	7,443 ポンド (約 102 万円)	カメルーンから輸入した ayous (<i>Triplochiton scleroxylon</i>) 材
2019年9月	デューデリジェンス義務の不履行と「是正処置の通告」の不履行	13,347.86 ポンド (約 185 万円)	ブラジルマツのベッドフレーム、米国産オークを用いた引き出し

出典：OPSS 「Stationary enforcement actions」³⁹

表 4.12 に示した起訴事例の内、特に国内外の関係者の関心を集めたのは、カメルーンから輸入したアユース材 (Ayous) 材に関するデューデリジェンス違反である。起訴された事業者は FSC-CoC 認証を有しており、輸入した木材も FSC 認証材であった。当該事業者は検査の結果、デューデリジェンスを実施していないと判断され取り締まり調査費用と合わせて 7,443 ポンドが課せられた⁴⁰。このことは、イギリスにおいては、森林認証材を購入するだけではデューデリジェンスを実施したとはみなされず、EU 木材規則を遵守したことにはならないことを示す事例となった。OPSS によると、事業者はその認証が何に対するものなのかを確認、把握することがデューデリジェンスには不可欠であり、リスク評価においては、どの組織が監査を行ったのか、その監査機関の透明性等を考慮する必要があるとのことである。

(3) 中国産合板の検査：デューデリジェンス検査と樹種同定

イギリス政府が行った検査で EU 諸国全体の関係者に大きな影響を与えたのが、2015 年に当時の管轄官庁 (NMO) が発表した中国産合板を輸入する事業者に対して行ったデュー

³⁹ <https://www.gov.uk/government/publications/statutory-enforcement-actions>

⁴⁰ 当該事業者は、違法に伐採された木材を輸入したのではなく、デューデリジェンス義務の不履行と判断され起訴されたのである。

デリジェンス検査と樹種同定検査の結果報告書⁴¹である。

検査の結果、調査対象となった16社のうち14社のデューデリジェンスシステムがEU木材規則を遵守していないと判断された。その理由として挙げられているのは、文書収集、リスク評価、リスク低減措置により事業者が「無視できるリスク」と判断した説明が不十分である、ということである。

また、樹種の確認のためにNMOは、検査対象となった事業者の合板製品を購入し、検査機関に検査を依頼した。検査の結果、事業者が申告した樹種と実際に使用されていた樹種が一致したのは、13製品の内4品だけであった。このことから、NMOは、「合板は、長いサプライチェーンとその原料となる木材樹種（特に特にアフリカ諸国で違法に伐採された木材に由来する）から、潜在的に高い違法性リスクを含む製品である」と結論している（NMO 2015）。

イギリスの木材貿易連合によると、このNMOの報告書によって、合板で使用される木材についてサプライヤーから申告される樹種名が必ずしも正しくないというリスクがあることが関係者の間で認知され、リスク低減措置として樹種検査の実施を事業者や業界団体が考慮するきっかけとなった。

(4) その他の取組

検査以外の取組としてOPSSは、木材関連事業者に対する法遵守支援と啓発活動を行っている。オペレーターに対して参照となるデューデリジェンスのチェックリストと情報収集やリスク評価のために参考となる情報を示す（付属資料1と2）。

OPSSは、事業者向けにワークショップを開催し、EU木材規則における事業者の義務やデューデリジェンスについて説明を行っている。ワークショップでは、監視団体（MO）として登録しているNEPConやSoil Associationに講師として参加協力を依頼している。また、家具、建設、小売業界などの特定の業界グループとの会議を開催し、EU木材規則に関して情報提供、周知を図っている。

さらにOPSSは定期的に木材関連事業者、業界団体と意見交換するための場を設けている。Timber Expert Panel (TEP) という会議を年2回開催し、EU木材規則の対象となる木材関連事業者、業界団体と意見交換を行う他、木材関連事業者と業界団体を対象にビジネス版のSNS上でグループを構築し、EU木材規則のルールに関する疑問点や解決方法につい

⁴¹ NMO (2015) EUTR: Plywood imported from China (<https://www.gov.uk/government/publications/eutr-assessment-of-plywood-imported-from-china>)

でオンライン上で情報・意見交換を行っている。

2) 監視団体の取組と状況

イギリスで活動を登録している監視団体は、SGS と Soil Association の 2 団体である。監視団体は 2 年に一度、OPSS に報告書を提出し、OPSS は監視団体の活動についてレビューを行う。

イギリスでは監視団体の提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者数は限られている。Soil Association はイギリスだけでなく EU 諸国で監視団体として登録しており、EU 全体で 30 社の事業者がデューデリジェンスシステムを提供しているが、イギリスでは 1 社だけである⁴²。なお、SGS がデューデリジェンスシステムを提供している事業者数について OPSS は把握しておらず、事業者数は非常に少ないと考えている。イギリスで監視団体が活用されない理由として以下が挙げられる：

- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使用するという義務はなく、オペレーターは独自に開発したデューデリジェンスシステムを使用できる
- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使用し確認を受けても、管轄官庁の検査とは関係がない（事業者は、お金を払って監視団体による厳しい確認を受けようとは考えない）
- イギリスでは木材輸入事業者の多くが加盟しているイギリス木材貿易連合（TTF）がデューデリジェンスシステムを提供している⁴³
- 監視団体のデューデリジェンスシステムを使うにはコストがかかる⁴⁴

4-4-3 民間の取組

EU 木材規則に対する民間の取り組みの現状を調査するために、業界団体と事業者（オペレーター）としてデューデリジェンスを実施している 3 社にインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 業界団体：イギリス木材貿易連合

イギリスに拠点を置く業界団体であるイギリス木材貿易連合(UK Timber Trade Federation: TTF)は、会員事業者に対してデューデリジェンスシステムとツールを提供し、

⁴² その他の国は、10 事業者（ルーマニア）、10 事業者（デンマーク）、1 事業者（フランス）、3 事業者（アイルランド）等である。

⁴³ 詳細は 4-4-3.1) 章を参照

⁴⁴ Soil Associations のデューデリジェンスシステム使用を含める年間料金は約 14 万～70 万円である。料金はシステムを導入する 1 年目は高めであるが、2 年目から少しは低くなる。料金に含まれる最も大きなコストは監査に係る旅費である。

さらに各会員が適切にデューデリジェンスを実施したかどうか独立第三者機関と契約して毎年監査を行っている。

(1) イギリス木材貿易連合の概要

イギリス木材貿易連合（TTF）は、1892年に設立された木材関連事業者の業界団体である。約300企業が会員であり、木材輸入事業者以外にも、取引業者、代理店や、製造業者など、様々な企業が加盟している。会員企業の主な取引先は建設関係であり、家具メーカーや製紙会社は会員にはいない。2019年9月時点でEU木材規則が定める事業者（オペレーター）に該当する会員企業は約65社である。

2017年に会員企業が購入した木材製品別金額の内訳は針葉樹材（40.0%）、広葉樹材（2.4%）、木質パネル（37.6%）、その他木材（20.0%）であった。会員企業は木材製品のほとんどをEU域内から調達しており、2017年におけるEU域内調達量は全体の87.4%に達した。残りの12.6%がデューデリジェンスの実施が義務付けられるEU域外からの輸入木材製品となる。EU域外輸入量の製品別金額内訳は針葉樹材（8.5%）、広葉樹材（9.8%）、木質パネル（73.2%）、その他（8.5%）であった。木質パネルの主要な輸入先は中国、マレーシア、ブラジル、ロシアである。

イギリス木材貿易連合は、その「行動規範（Code of Conduct）」の中で、「木材及び木材製品を合法的で適切に管理された森林から調達することを約束する」と明記している。本規範は原則的なものであり、全会員企業が遵守義務を負う。本規範を遵守していない場合は、異議申立て手続きに則り、罰金の徴収、会員権の一時的な撤回や連合からの脱退につながる可能性がある。

(2) 木材調達方針とデューデリジェンスの枠組み

イギリス木材貿易連合は、2003年に策定したTTF環境行動規範（TTF Environmental Code of Practice）に則り、2005年には、「責任ある調達方針（Responsible Purchase Policy: RPP）」を策定した（図4.9）。当初は署名した会員企業のみが遵守義務を負うものであったが、2008年からすべての会員企業の義務とし、デューデリジェンス実施を導入した、2013年のEU木材規則を受けて、2017年に「責任ある調達方針（RPP）」を大幅に改定し、デューデリジェンスの枠組みを構築し（図4.10）、デューデリジェンスシステムの改良とツールを開発、さらには第三者による監査制度を導入した。さらに、会員事業者に対してデューデリジェンスに関するトレーニングを年間約3回実施し、個別にコンサルテーションも提供している。



図 4.9 イギリス木材貿易連合の木材調達方針に関する経緯

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

2017年に改訂された「責任ある調達方針（RPP）」はEU木材規則によって事業者に課せられた義務を満たすように策定され、そのためのデューデリジェンスの枠組みが構築された（図4.10）。枠組みでは、イギリス木材貿易連合、監査団体（Soil Association）、会員事業者の役割と関係性が定められる。イギリス木材貿易連合の役割は、デューデリジェンスシステムと実施支援のためのツールの開発と提供である。会員事業者は、イギリス木材貿易連合に木材製品購入の報告（製品、金額、量、使用される樹種、伐採国と加工国）と提供されたシステムを使用してデューデリジェンスの実施が義務となる⁴⁵。

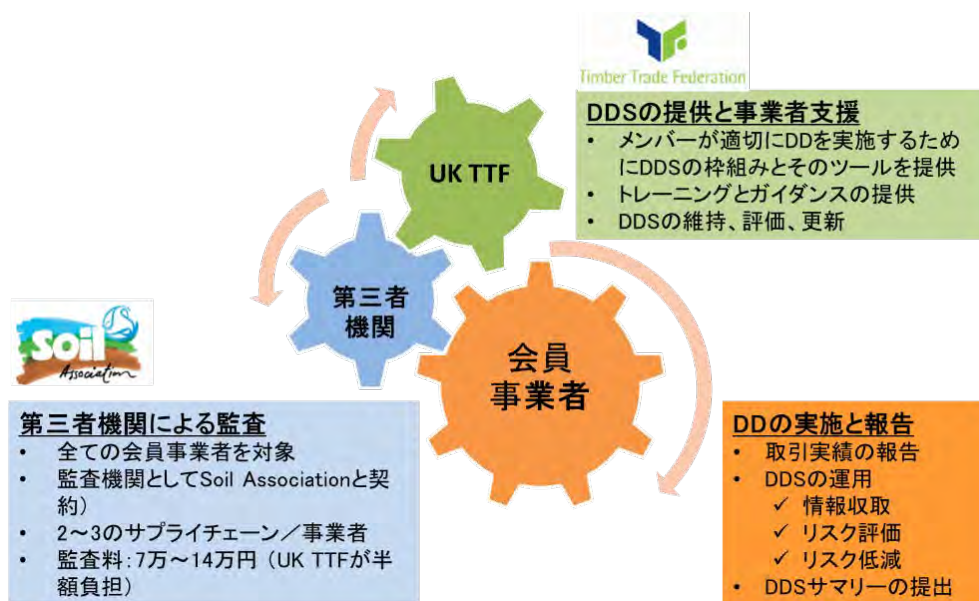


図 4.10 イギリス木材貿易連合が構築したデューデリジェンスの枠組み

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

イギリス木材貿易連合のデューデリジェンス枠組みにおいて重要な点の一つは、第三者監査を導入したことである。イギリス木材連合は、2017年から Soil Association と契約し、会員事業者のデューデリジェンス実施について毎年監査を実施している。Soil Association

⁴⁵ ただし、イギリス木材貿易連合は、会員事業者が監視団体のデューデリジェンスシステムを使用することを認めている。

は監視団体の登録を行っているが、会員事業者に対する監査は監視団体としてではなく、専門的能力を有する外部の第三者機関として実施している。監査はすべての会員である事業者が対象であり、各会員が輸入した2~3の荷口についてデューデリジェンスシステムを適切に使用したかどうかデスクレビューで監査を行う（木材が合法的に伐採されたかどうかの検証ではない）。監査には、平均して1社あたり1日~1.5日かかり、500~1,000ポンドの料金が課せられるが、イギリス木材貿易連合はその半額を補助している。監査結果は、重大な欠陥があった場合のみイギリス木材貿易連合に報告される。なお、監査業務は、イギリス木材貿易連合との契約で実施されているため、OPSSに対して報告は行わない。

イギリス木材貿易連合は、上述したNMOが実施した中国産合板の樹種検査結果⁴⁶を受けて、会員事業者に対し、特に中国から輸入する合板のリスク低減措置として、科学的検査を奨励している。会員を支援するために検査コストの半額を補助するほか、樹種同定を行うKew Gardensと検査費用の交渉を行っている。なお、イギリス木材貿易連合は、中国から輸入したオーク材16製品の産地を確認するために安定同位体検査を行ったが、4製品で申告された産地が一致しなかった。

(3) デューデリジェンスシステムとツール

EU木材規則で定められたデューデリジェンスシステムは「情報へのアクセス」、「リスク評価」、「リスク低減」の3段階から構成されるが、イギリス木材貿易連合のデューデリジェンスシステムはさらに「発表・報告」と「監査」を加えた5段階から成る（図4.11）。また、情報収集のためのサプライヤーへの質問票や、リスク評価のためチェックリスト、報告書のフォーマットなど各段階の実施を支援するツールが提供されている。

DDSのステップ	内容	提供するツール
1. 情報の収集	製品情報	サプライチェーン・マップ サプライヤーへの質問表
	サプライチェーン・マッピング	
2. リスク評価	国リスク評価	リスク評価と低減措置に関するチェックリスト 現地視察チェックリスト
	樹種リスク評価 サプライチェーン・リスク評価	
3. リスク低減	各リスクに対するリスク低減行動を特定	
4. 発表／報告書作成	DDSステップ、行動、結果、結果の概要	DDSサマリー報告書様式
5. Soil Associationsによる監査	DDSの評価 TTFIに結果を報告	

図 4.11 イギリス木材貿易連合のデューデリジェンスシステムと支援ツール概要

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

⁴⁶ 4-4-2.1)(3)「中国産合板の検査：デューデリジェンス検査と樹種同定」を参照

ステップ4（図 4.11）で事業者が作成するデューデリジェンスシステムの報告には以下の内容が含まれる：

- 製品情報：サプライヤー／工場名、製品の説明／タイプ（製材、合板、窓枠等）、合同関税品目分類（CN）コード、製品グループ、コンポーネント（例、合板のコア、その部分またはフェイス・バック）、コンポーネントに使われているすべての樹種の一般名（該当する場合⁴⁷には、学名）、各樹種の伐採国、輸入先国／製品の生産国、量又は数、単位、FLEGT ライセンス製品かどうか、CITES 登録樹種かどうか、コンポーネントまたは製品の森林認証（FSC または PEFC）の状況、コンポーネントまたは製品のその他の合法性認証に関する状況、その他関連情報
- サプライチェーンマップ
- 収集した文書
- リスク評価結果概要（EU 木材規則で示された 5 つのリスク評価について説明）
- リスク低減措置概要

イギリス木材貿易連合は、特に中国で生産された合板に注視している。使用する接着剤や品質に関するイギリス木材貿易連合の基準もあり、上述のデューデリジェンスシステムの報告書は、中国産合板だけ個別に様式が策定されており、以下のような項目が追加されている：

- 製品タイプ：針葉樹（ソフトウッド）合板または広葉樹（ハードウッド）合板
- 構造用合板または非構造用合板
- 接着剤のタイプ
- 製造者ごとに工場生産管理（Factory Production Control: FPC）認証をとっているかどうか。製造者ごとの名前、または製造者の FPC 認証番号と証明書の添付
- その他接着剤の検査など合板の品質に関する質問項目

図 4.12 は、支援ツールの一例で、事業者が情報収集の際にサプライチェーンを把握し、可視化するために使われる。サプライチェーンの情報（例 伐採事業者名、森林タイプ、場所、樹種）だけではなく、その情報を裏打ちする公的・証明文書についても記載するようになっている。サプライチェーン中に特定できない部分がある場合、「無視できるリスク」とはみなされない。

⁴⁷ 該当する場合とは、一般名の使用において曖昧さが存在する場合や樹種リスクがあると判断される場合である。

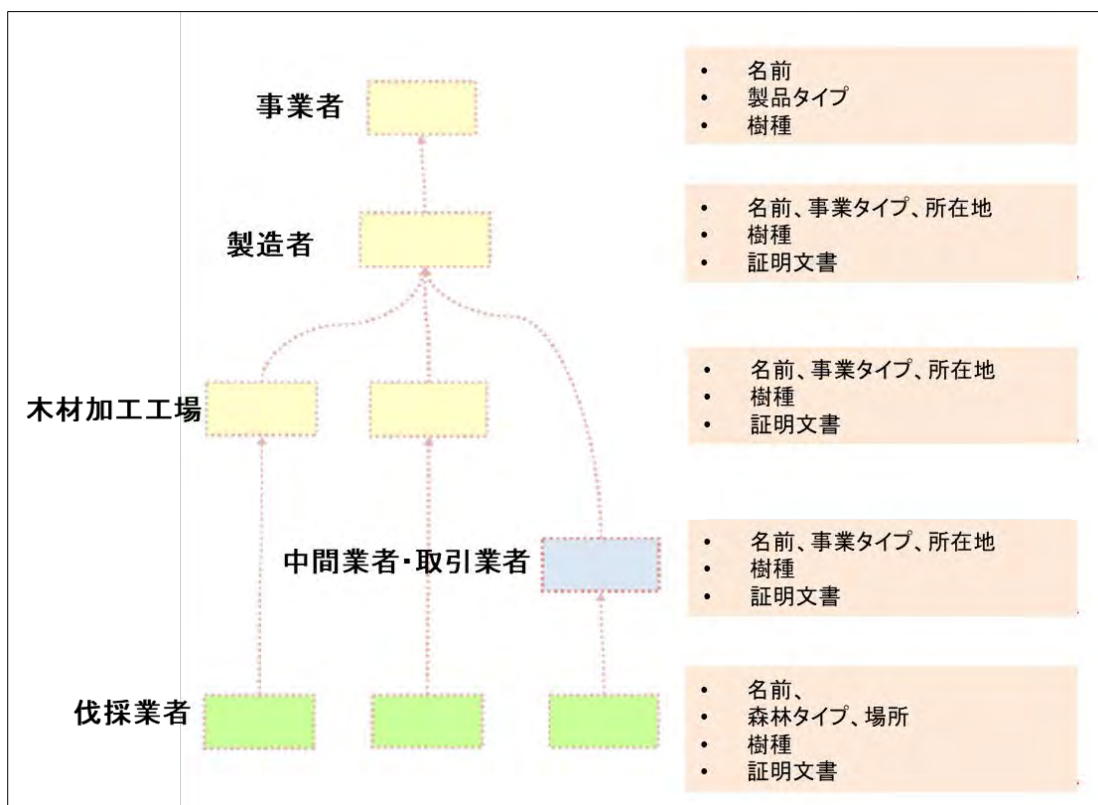


図 4.12 サプライチェーンマップ

出典：イギリス木材貿易連合提供資料

(4) イギリス木材貿易連合の経験と教訓

デューデリジェンスシステムの構築や会員事業者に対する支援、監査を通じて、イギリス木材貿易連合と Soil Association の培った知見と教訓として以下が挙げられる：

- サプライヤーからの情報には、樹種虚偽、または産地国虚偽情報が多い
- 付き合いの長いサプライヤーであっても、信頼できるサプライヤーとは限らない
- サプライヤーから提出された証明文書が必ずしも当該製品のものだとは限らない
- 事業者の中には、森林認証に対する過度の依存／間違った利用が見られる
- 事業者は、公的・証明文書に十分注意して内容を理解することが必要である
- 事業者は、外国語の公的文書の内容を確認していない場合が多い
- 公的・証明文書入手はデューデリジェンスシステムの一部で、すべてではない。公的・証明文書を集めるだけでは十分ではない
- 伐採国に汚職リスクがある場合には、公的文書だけでは合法性を確保したとは言えない
- なぜ「無視できるリスク」と判断に至ったのか、リスクの把握と評価には経験・能力が必要となる
- 検査経験、社会基準の変化（人権への配慮要請の高まり等）、技術開発状況に応じてデューデリジェンスシステムを改善しなければならない

2) 事業者

(1) A社

① A社概要

A社は50年以上の歴史を持ち、イギリス国内で主に建設業界に対して製材や床材を販売する木材輸入会社である。西アフリカ産広葉樹（カメルーン、コートジボワール等）、北米産広葉樹材、ヨーロッパ産広葉樹や、マレーシア、中国、インドネシアから製材を輸入しており、売上高は6千万ポンドである。A社はイギリス木材貿易連合の会員であるが、監視団体にもなっているNGOが策定したデューデリジェンスシステムを使っている。当該NGOはデューデリジェンスシステムとツール、報告書フォームを無料で公開しており⁴⁸、事業者は当該NGOを監視団体として契約しなくとも、そのシステムを使用することができる。

② デューデリジェンスの体制

2014年に、森林認証制度とデューデリジェンスの専門家を環境コンプライアンス部門責任者として雇用し、同部門がデューデリジェンスを担当する。さらにアフリカ諸国の林業の専門家も同部門で雇用している。同社は、2014年以前は、デューデリジェンスについて知見を有しておらず、実施をしていなかった。

環境コンプライアンス部門は取締役の下に設立され、調達部門とは独立しており同等の権限を持っている。木材製品の輸入と新しいサプライヤーとの契約の決定権は、環境コンプライアンス部門責任者にあり、デューデリジェンスは現地からの製品出荷前に行う。この構造によってリスク評価やリスク低減、そしてコンプライアンスに関する判断について客観性と独立性を担保できるとのことである。調達部門と意見が一致しない場合は、取締役が判断を行うことになる。

③ デューデリジェンス

NEPCon Sourcing Hub、FSCのリスク評価データベース⁴⁹、Global Witness⁵⁰、環境調査エージェンシー（Environmental Investigation Agency: EIA）⁵¹、グリーンピース、IMM FLEGT⁵²、REM⁵³と世界資源研究所（World Resource Institute: WRI）のOpen Timber Portal⁵⁴から各国の法制度、国リスク、樹種リスク、現地伐採事業者等の情報収集を行い、リスクを把握している。違法伐採と汚職に関してリスクの高い国、またはリスクが中レベルの国からの木材については、公的な伐採許可証、木材の輸送に係る文書、加工場、税金、そ

⁴⁸ <https://www.nepcon.org/certification/legalsource/legalsource-due-diligence-system>

⁴⁹ <https://fsc.org/en/news/new-fsc-risk-assessments-available-0>

⁵⁰ <https://www.globalwitness.org/en/>

⁵¹ <https://eia-international.org/forests/>

⁵² <https://www.flegtimm.eu/>

⁵³ <https://rem.org.uk/supply-chains/otp/>

⁵⁴ <https://opentimberportal.org/>

の他森林認証に係る文書を収集し、その内容を確認、評価する。汚職リスクが高い国では公的文書を集めるだけでは十分でないという認識を持っている。

A社は、リスク低減措置として、優良なサプライヤーだけと契約するようにし、契約内容について修正を行った。例えば、違法伐採に関するリスクが高いとみなされる国からの輸入については、契約書の中で特定の森林（コンセッション）や製材所を指定し、森林管理とCoCに関する認証を契約条件とする。その結果、認証材の占める割合は2013年には輸入量の50%であったが、2018年には78%に達した。さらに、このことによって製品の品質向上と安定化につながった。

A社の環境コンプライアンス部門責任者は、デューデリジェンスの留意事項として以下を指摘している：

- サプライヤーが提供する情報や公的・証明文書は必ず検証する必要がある。
- 汚職リスクが高い国では、伐採許可証などの公的文書には特に注意が必要である。
- リスクが高い国では、サプライヤーからの報告だけでは十分でない。第三者によるサプライチェーンの監査が必要である
- 現地調査を定期的実施することでサプライヤーと信頼関係構築につながり、現地の問題や課題が理解できる

以下にA社が中国、アフリカ（カメルーンとコートジボワール）、ブラジルからの輸入品に対して実施したリスク低減措置について述べる：

(a) 中国からの床材の輸入

A社は中国から床材を輸入している。原料となる木材はヨーロッパ産オークとマツ、およびカナダ産SPF材（スプルース、パイン、ファー）が使われ、中国で加工される。しかしながら、由来の分からない木材、または違法に伐採された木材が混入するリスクがあると判断し、リスク低減措置として以下の取組を行っている：

- NGOと契約し、中国のサプライヤーに対してデューデリジェンスに関するトレーニングを実施
- DNAテストと安定同位体による産地検査（安定同位体検査は、毎年10サンプルを検査している）
- サプライヤーに対して産地等の検査を行うことを通知
- 第三者によるサプライチェーンの監査

(b) カメルーンとコートジボワールからの広葉樹の製材輸入

西アフリカ諸国に関しては、伐採に関する法令遵守、樹種、国レベルの汚職に関するリスクは無視できないレベルだと評価している。こうしたリスクの認識に基づき、C社は、

代理人をサプライチェーンから排除し、直接製材所と取引を行うようにした。また、調達部門と一緒に現地視察（サプライヤーと森林）を実施し、サプライチェーンを確認している。

(c) ブラジルからの輸入

A社はブラジルからイペ等の天然林広葉樹の製材を輸入していたが、情報収集の結果、以下のリスクが無視できないレベルだと評価した：

- 同国の天然林樹種に係るリスク：NGOが報告した同国における木材の違法ローディングの事例（グリーンピースの報告書）
- 汚職リスク：NEPCon Sourcing Hub、UNEP-WCMCの報告書、トランスペアレンシー・インターナショナルによる腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index, CPI）
- サプライチェーンの追跡性が困難であること：公的文書だけでは伐採許可証と紐づけられないこと

上記リスクを低減するためには毎年の現地訪問調査が必要だと判断したが、同国からの輸入量が年間で2～3個のコンテナ分と少ないこと、そしてデューデリジェンスに係るコストを鑑みて、天然林材の調達先国を変えることが費用対効果の高いリスク低減措置になると判断して、輸入を停止した。

(2) B社

① B社概要

B社は、合板とMDF（中密度繊維板）、製材等を輸入、イギリスで販売する企業である。イギリス木材貿易連合の会員であり、上述した連合の提供するデューデリジェンスシステムとツールを使用する。

B社が取り扱っている主な合板は、ロシアとラトビアのシラカバを使った製品である。ロシア産シラカバ合板は30年以上取引を行っているロシア企業1社から調達しており、年間輸入量は約12,000 m³である。その他に、EU域内から年間25,000-30,000m³の木材を調達している。またイタリアとスペイン経由でガボン産のオクメ（*Aucoumea klaineana*）を年間約500 m³輸入している。これはEU域内からの輸入になるのでデューデリジェンスの対象ではなく、B社がデューデリジェンスを実施するのは、ロシアとラトビアからの輸入製品だけである。

② デューデリジェンスの体制

B社には20人の社員がおり、その内、1人がEU木材規則遵守、認証関連、経理業務を担当し、デューデリジェンスの責任者である。残りは、10人が調達・販売担当、3-4人が管理業務、4-5人が木材倉庫業務担当となっている。

デューデリジェンスの責任者は年間労働時間の 20%程をデューデリジェンス業務に使っている。調達・販売担当は、デューデリジェンス責任者の指示の下、サプライヤーと連絡してデューデリジェンスのために必要な情報を収集する。

③ デューデリジェンス：ロシア産シラカバ合板

B 社は、ロシアの 1 企業のみからシラカバ合板を調達しているが、ロシア企業は 6 つの合板工場を所有しており、それぞれの工場が複数の森林から木材を調達している。B 社は、合板加工場毎にデューデリジェンスを実施している。法律上、事業者は木材製品を購入し、市場に流通させる前にデューデリジェンスを実施することになっているが、実際には、サプライヤーと交渉しながら情報を収集しリスク評価を含むデューデリジェンスを実施している。調達・販売担当者は、商談のために、3 ヶ月ごとにロシア企業を訪問し打ち合わせを行っており、その際にデューデリジェンスに係る情報収集を行っている。

B 社の輸入する合板は、FSC 認証材を原料に使っており、加工場も FSC-CoC 認証を取得している。しかしながら、B 社のデューデリジェンス責任者によると、ロシアからシラカバの合板を輸入する際には、森林認証書と CoC 認証書を入手するだけでは、十分にデューデリジェンスを実施したとはみなすことができず、認証監査報告書のレビューが必要だと指摘する。以下に、B 社のデューデリジェンスについて取りまとめる：

(a) 情報の収集

B 社は、サプライヤーに依頼して、伐採の合法性を示すために伐採事業者と地方政府とのコンセッション契約書写しと、伐採後に伐採事業者が提出する森林利用報告の写しを収集している。これらの文書は、ロシア語で書かれているが、B 社は、重要な情報が示される箇所を英語に翻訳し内容を確認している。さらに、伐採許可を発行する政府機関の情報についても把握し、コンセッション契約書が正しい政府機関とのものなのかを確認する。

また、合板工場に対して木材の供給先が申告通りであること、そして分別管理を行っている旨を記した自己宣言書を提出してもらうとともに、報告された森林（コンセッション）から伐採された丸太が工場で使われたかどうかを確認するために、伐採事業者（コンセッション所有者）との契約書写し、丸太の輸送に係る文書とインボイスの写し、合板工場の月ごとの丸太受け入れ記録を入手している。これら文書と FSC 森林認証と CoC 認証を証拠として、サプライチェーンマッピングを完成させる（図 4.11 を参照）

(b) リスク評価

B 社が行ったリスク評価を表に取りまとめる（表 4.13）。EU 木材規則で定められた各リスクについて評価を行った結果、「リスクは無視できない」と判断した。

表 4.13 B 社がロシア産シラカバ合板で実施したリスク評価結果

リスクのタイプ	リスク評価	評価結果
伐採に関する法令遵守リスク	<ul style="list-style-type: none"> • NGO (NEPCo 等) の報告書：ロシアにおける違法伐採とロンダリングリスクを指摘している • CPI(腐敗認識指数)：28 (138 位/180 国) • 認証：FSC 認証材を使っている。工場は FSC-CoC 認証を取得している 	リスクは無視できない
特定の樹種の違法伐採リスク	<ul style="list-style-type: none"> • チャタムハウス、EIA、Global Witness の報告書：シラカバに関するリスクは指摘されていない 	リスクは無視できる
紛争に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> • 伐採地と合板工場の場所：ウクライナ国境からは離れている。 	リスクは無視できる
国の汚職リスク	<ul style="list-style-type: none"> • NGO (NEPCo 等) の報告書と CPI：伐採地域と合板工場が位置する西ロシアに位置するが、国全体で汚職のリスクがある 	リスクは無視できない
国連と EU からの制裁	<ul style="list-style-type: none"> • UN と EU の情報：ロシアはリストに載っていない 	リスクは無視できる
サプライチェーンの複雑性	<ul style="list-style-type: none"> • サプライチェーンマッピングですべての段階を把握 (伐採事業者、合板工場、トレーダー) • 合板工場の毎月の記録 	リスクは無視できる

(c) リスク低減

「無視できないレベル」だと評価したリスクを低減するために、B 社は、FSC 森林認証と CoC 認証の認証監査報告書を入手し、認証の内容について確認を行った。また、ロシアの森林 (コンセッション) と加工場の現場視察を実施し、FSC 認証材が分別管理されていることを確認し、Soil Association の監査で証拠として提出するために写真を撮った。

B 社は、これらリスク低減措置をとることによって伐採の違法性リスクは無視できると判断し、輸入を行っている。

(3) C 社

① C 社概要

C 社は、イギリス木材貿易連合の会員である。1991 年に設立され、西アフリカ諸国 (カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国) から商品価値の高い製材を輸入、イギリスで販売している。インドネシアから木材製品を輸入しているが、FLEGT ライセンス材であるためデューデリジェンスの対象外である。

サプライヤーの数はカメルーンに 5-6 社、コートジボワールに 3 社、コンゴ民主共和国に 2 社である。これらの国からの製材輸入について、管轄官庁の検査を 2014 年と 2016 年

に受けた。

② デューデリジェンスの体制

C社のデューデリジェンスシステムは、イギリス木材貿易連合の提供するシステムをベースにしており、毎年 Soil Association の監査を受けている。一人の責任者を任命し、調達・営業スタッフが協力してデューデリジェンスを実施している。

③ デューデリジェンス

C社は、NGOの報告書を活用して、輸入国の木材生産に関する法制度、リスクの把握を行っている。西アフリカ諸国に関しては、伐採に関する法令遵守、樹種、国レベルの汚職に関するリスクは無視できないレベルだと評価している。また、各国のリスクは、急には改善されることはないという認識を持っている。

このようなリスクの認識に基づき、C社は、西アフリカ材の輸入については、FSC森林認証材を活用している。西アフリカ諸国のように汚職リスクが無視できないレベルだと評価される国では、公的・証明文書を入手するだけでは十分ではないという認識から、フランス語で書かれた文書はグーグルで翻訳を行い、内容の確認を行っている。

また、C社は、代理人をサプライチェーンから排除し、直接製材所と取引を行うようにした。製材所との契約書の中で伐採事業者（コンセッション）を指定することでリスク低減を行っている。それ以前は、どの森林から木材が調達されたのか把握できていなかったが、製材所と直接取引することで、製材所の原木の調達先を把握できるようになった。

特に、カメルーンとコンゴ民主共和国からの輸入に関しては、WRIが構築したオープンティンバーポータル（Open Timber Portal: OTP）の情報（図4.13）を参考にして、当該国の伐採事業者レベルの評価を行い、供給源の選定を行った。

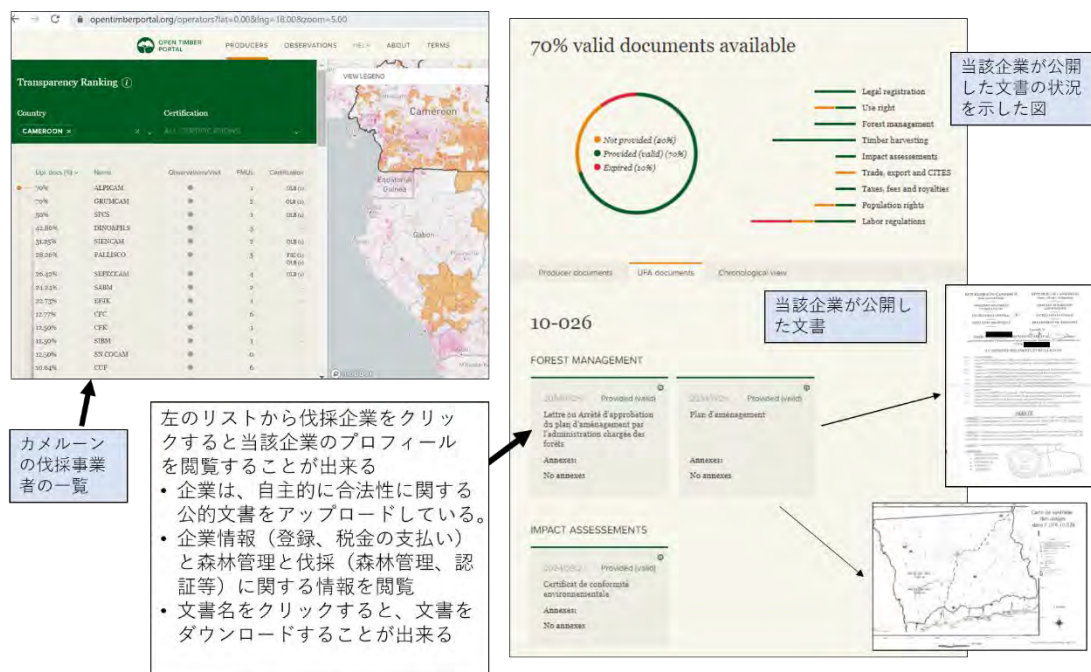


図 4.13 Open Timber Portal⁵⁵で確認できる情報例

オープンティンバーポータル (Open Timber Portal: OTP)

OTP は、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、カメルーンの伐採事業者の情報を取りまとめ、公開するウェブサイトである。米国に本部のある世界資源研究所 (World Resource Institute: WRI) が、米国、ノルウェー、イギリス政府等の資金を得て開発し運営を行っている。

オープンティンバーポータルでは、以下の情報が公開されている:

- 当該国政府が提供した伐採企業リストとコンセッションの境界を示した地図
- 伐採企業が自主的にアップロードした法遵守を示す公的文書
- 伐採企業に関する NGO 等の第三者のコメント

また、オープンティンバーポータルは情報開示だけではなく、伐採企業がアップロードした文書から各企業の透明性を評価し、点数を付けている (法的要件となっている文書の総数に対する当該事業者が自主的にアップロードした文書の割合に基づく)。

オープンティンバーポータルは、西アフリカ諸国に焦点を当て、2020年3月時点で3カ国 (コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、カメルーン) の情報を掲載しているが、ガボンや中央アフリカ共和国など他の木材生産国の情報を増やすことを検討している。

⁵⁵ <https://opentimberportal.org/operators?lat=0.00&lng=18.00&zoom=5.00>

C社は、オープンティンバーポータル上で、透明性の高い伐採事業者から木材を調達している。高い透明性が必ずしも合法性を保証するものではないが、情報を開示している事業者の方が、何も開示していない事業者に比べて信頼できると評価している。また、オープンティンバーポータルは公的文書を公開していることから、C社は実際に入手した公的文書を確認するために活用している。

現場視察は、第三者機関を使わず、C社のデューデリジェンス責任者と調達・営業スタッフが一緒に4年毎に実施し、製材所から伐採現場までを確認している。同じサプライヤー（製材所）から調達していること、そして現場視察に係る労力とコストを考慮して、毎年実施する必要はないと判断した。

付属資料1 OPSS が事業者提供するデューデリジェンスチェックリスト



Office for Product Safety & Standards

「木材および木材製品（市場への導入）規則2013:デューデリジェンスチェックリスト

会社概要

会社名		記入者氏名		役職	
会社所在地とコンタクト情報					
会社登録番号					
デューデリジェンスシステムが適用された製品					

会社情報／関連情報

--

デューデリジェンスの要件：情報へのアクセス

詳細	説明	証拠
取引製品名と概要		
樹種名（学名と一般名）		
<p>伐採国：*該当する場合は地域とコンセッション名</p> <p>*該当する場合は、伐採国に高いリスクがある場合、特定のコンセッションに高いリスクがある場合、または地域によって法制度が異なる場合を意味する</p>		
数量		
当該木材・木材製品を供給するサプライヤーの名前と所在地		
納入先となる取引業者の名前と所在地		
木材・木材製品が適用法を遵守していることを示す文書等		

デューデリジェンスの要件: リスク評価

詳細	証拠/コメント
適用法遵守の保証（適用法の遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む）	
原産国、地域における違法伐採の発生状況（当該地域における武装紛争も考慮する）	
特定の樹種の違法伐採の状況	
国連安全保障理事会が木材の輸出入に対して課している制裁	
木材・木材製品のサプライチェーンの複雑さ	
特定したリスクを考慮したうえで、リスク評価を見直す頻度について	
特定したリスクのレベル	無視できる <input type="checkbox"/> 無視できない <input checked="" type="checkbox"/>

デューデリジェンスの要件: リスク低減	
リスクが特定された場合、どのようなリスク低減を実施しましたか？	
特定したリスク	リスク低減の行動*
<p>*リスク低減行動には以下の行動が考えられる（限らない）：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 証拠となる文書の評価; - サプライチェーンにおける企業（伐採業者、取引業者、輸送業者、中間業者等）の評価; - 認証; - 検査; - 現場視察（監査、第三者検証） 	
特定したリスクのレベル	無視できる <input type="checkbox"/> 無視できない <input type="checkbox"/>

付属資料 2 OPSS が事業者提供する情報源

デューデリジェンスシステムに関するガイダンス

- OPSS template: <https://www.gov.uk/guidance/eu-timber-regulation-guidance-for-business-and-industry>
- NEPCon (Sourcing Hub – country specific risk assessment): <https://www.nepcon.org/sourcinghub>
- Form C88 Guidance: <https://www.gov.uk/government/publications/import-and-export-single-administrative-document-full-8-part-set-c88-1-8>

監督団体 (MO)

- SGS: <http://www.sgs.co.uk/>
- Soil Association: <https://www.soilassociation.org/>
- NEPCon: <http://www.nepcon.org>

第三者認証

- FSC: <https://ic.fsc.org/en>
- FSC mapped onto EUTR: <https://www.nepcon.org/library/report/certification-schemes-report-fsc>
- PEFC: <http://www.pefc.org/find-certified/certified-certificates>
- PEFC mapped onto EUTR: <https://www.nepcon.org/library/report/certification-schemes-report-pefc>

法制度

- EUTR Risk Mitigation Measures: <http://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Risk%20mitigation%20measures.pdf>
- EU FLEGT facility (Latest information on the VPA process in various countries): <http://www.euflegt.efi.int/vpa> and <http://www.flegt.org/news>

樹種 – 技術的情報

絶滅危惧種

- CITES: <http://www.cites.org/> and <http://checklist.cites.org/#/en>
- IUCN-Red List: <http://www.iucnredlist.org/>

分類学と用語

- Arbour Harbour: <http://www.woodid.info/>
- Species search: <https://www.speciesplus.net/#/>
- The Plant List (for checking species names): <http://www.theplantlist.org/>

- CITES and timber by Royal Botanic Gardens,
- Kew: http://www.kew.org/sites/default/files/Cites_and_Timber_ed2016_16Dec2016_1.pdf
- US Department of Agriculture (Distribution maps of white oak in the US): <https://www.fs.fed.us/nrs/atlas/tree/802>

違法伐採に関する情報 (NGO とその他第三者機関)

- Chatham House: <http://www.illegal-logging.info/>
- EIA (Environmental Investigation Agency): <http://eia-global.org>
- Forest Trends: <http://www.forest-trends.org/>
- Global Witness: <https://www.globalwitness.org/en/>
- Traffic: <https://www.traffic.org/what-we-do/projects-and-approaches/sustainable-timber-trade/>
- Timberleaks (investigation of illegality in global timber trade): <https://www.timberleaks.org>
- Greenpeace: <https://www.greenpeace.org.uk/what-we-do/forests>
- Global Forest Watch (GFW) monitors global forest use and destruction in real time: <http://www.globalforestwatch.org/>
- Forest Logbook (resources related to timber legality, global): <https://logbook.clientearth.org/countries/glb>
- Open Timber Portal (Multi-partner Transparency ranking for companies): <http://www.opentimberportal.org>
- ETTF Timber Trade Portal (Global, country level risk assessment profiles with a focus on tropical producer countries): <http://www.timbertradeportal.com>
- Global Timber Forum (GTF) (Provides industry news, reports, analysis and statistics on sustainability in the timber sector): <http://www.gtf-info.com/>
- International Tropical Timber Organisation (ITTO) (International organization developing policy documents aimed at promoting sustainable forest management and having annual statistical data on production and trade): <http://www.itto.int/news>
- Proforest (supports responsible production and sourcing of agricultural commodities and forest products): <https://www.proforest.net>
- Responsible Timber Exchange (BVRio) (online trading platform and due diligence system for Brazilian): <https://www.bvrrio.com/login/homepage.do>
- *Global Forest Watch* (GFW) is an online platform that provides near-real-time data and tools for monitoring forests. Includes satellite images to monitor forest loss <https://www.wri.org/our-work/project/global-forest-watch>

特別報告書

- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/blog/timber-imports-conflict-countries-eu-increasing/>

制裁と伐採禁止

- UN: <https://www.un.org/sc/suborg/en/samctions/un-sc-consolidated-list>
- EU: https://eeas.europa.eu/topics/sanctions-policy/8442/consolidated-list-of-sanctions_en
- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/publications/chinas-log-imports-from-countries-with-log-export-bans/>
- Forest Legality Initiative (WRI) (List of logging bans): <https://forestlegality.org/>

一般的な国別情報- 伐採に特化していない

- Transparency International (checking corruption levels of Countries): <http://www.transparency.org/cpi2017>
- Global Conflict tracker: <https://www.cfr.org/interactives/global-conflict-tracker#!/>
- United Nation Security Council: <http://www.un.org/en/sc/>
- Forest Trends: <https://www.forest-trends.org/publications/national-governance-indicators/>
- The New Humanitarian <http://www.thenewhumanitarian.org/maps-and-graphics/2017/04/04/updated-mapped-world-war>

一般的なインターネット情報

- Timber Legality Forum (LinkedIn): <https://www.linkedin.com/groups/13606296>
- Google alerts: <https://www.google.co.uk/alerts>

BENEFICIAL OWNERSHIP

- Bureau Van DIJK (analytics company that will identify owners of a business): <https://www.bvdinfo.com/en-gb>